

請求人あて

大阪市監査委員 足 高 将 司  
同 広 岡 一 光  
同 高 橋 敏 朗  
同 高 瀬 桂 子

住民監査請求に係る監査の結果について（通知）

平成 20 年 7 月 25 日付けであなたから提出された地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 242 条第 1 項の規定に基づく住民監査請求に係る監査の結果を同条第 4 項の規定により次のとおり通知します。

記

**第 1 請求の受付**

1 請求の要旨

本件請求の内容を要約すると次のとおりである。

6 月 21 日、平野区喜連東地区社会福祉協議会（以下「当該地域社協」という。）の高齢者食事サービス事業の補助金水増し請求の疑義が報道された。健康福祉局が調査中とのことであるが、情報公開等で入手した資料から、喜連東連合振興町会（以下「当該連合」という。）及び当該地域社協が申請し、市が交付していた他の補助金についても虚偽申請、虚偽実績報告や水増し等違法不当な補助金受給が分かった。

それらの詳細については以下のとおりである。

(1) 安全で安心して暮らせるまちづくり助成金（平成 19 年度 825,000 円）

平成 19 年度のみ措置で、1 町会当たり 55,000 円として連合を構成する町会数分の額を上限として助成金が交付される制度である。当該連合会長は、連合内の 15 の町会の防犯街灯の電気代として 825,000 円を申請し交付を受けた。しかしながら、助成金を町会に配分していないし（第 8、17 町会の決算書に収入の記載なし）、19 年度当該連合の収支決算報告書の収入にも挙げていない。用途不明である。市交付決定通知書の交付条件のとおり、市長は交付決定を取り消し、全額返還を求めるべきである。

(2) 老人憩の家運営補助金（平成 17～19 年度 438,000 円×3 年=1,314,000 円）

老人憩の家の運営補助金として 1 館一律 438,000 円が振り込まれているが、当該  
連合決算書の収入に挙がっていない。老人憩の家としての収支報告書もない。

(3) 高齢者食事サービス事業補助金（平成 17～19 年度合計 13,385,000 円）

毎年虚偽の申請で膨大な利用食数（平成 18 年度 16,560 食、19 年度 15,200 食  
等）に対する補助金が交付されている。毎月 3 回、2 か所の集会所で会食を行って  
いると申請しているが、その実態がないことはこの間の関係機関の調査により確認  
されている。

配食についても実態は 15 食程度と聞いている。業者に配らせていると説明が  
あったそうであるが、それでは事業本来の趣旨に反する。業者の伝票・帳簿等も調  
査のうえ、厳正な措置を講じてもらいたい。

実績報告書は、区社会福祉協議会（以下「区社協」という。）が作成したもので  
はないか。書類が存在しないとされる地区社会福祉協議会（以下「地域社協」と  
いう。）で、利用者数が一定の食事サービス実績報告書が存在することは不自然で  
ある。毎年、区社協から地域社協会長の口座に補助金が振り込まれているが、実態  
のチェックがされていない。健康福祉局の怠慢である。

(4) 地域ネットワーク委員会活動補助金（平成 17～19 年度合計 4,381,500 円）

事業の実績を証明する書類は存在しないと社協役員が言っている。推進委員は日  
誌を記録せず要綱に違反している。

(5) 小地域ネットワーク活動推進事業交付金（平成 17、18 年度 250,000 円×2 年＝  
500,000 円）、地域福祉活動推進事業補助金（平成 19 年度 218,000 円）

小地域ネットワーク活動として、地域の各団体がネットワークで児童、青少年、  
障害者、高齢者等を対象とした事業に取り組み、これを補助するために交付されて  
いるが、事業実績報告書の記載を見れば参加者が 1 年を通して一定の人数であるこ  
と等、不自然な記載である。地域住民は実態を目視していない。広報紙「喜連東だ  
より」の発行も確認できない。

(6) 社会福祉協議会運営費交付金（地域社協補助金）（平成 17～19 年度 260,000  
円×3 年＝780,000 円）

各校区社協指導育成費として設定されていて、平成 17、18 年度の内訳は、児童  
福祉事業、高齢者福祉事業、地域社協活動推進費等で、平成 19 年度から統一され  
て地域社協へ 260,000 円が配分される。

以上の補助金の実績や用途をチェックすべき区役所、市民局、健康福祉局がその機  
能を果たさず、違法行為を黙認してきたことの責任は重大である。同時に、平野区  
の区地域振興会長、区社協会長は、大阪市地域振興会会長として事業の総監督の任に  
あることから、市地域振興会及び社会福祉協議会の責任も問われるところである。

これらの違法不当な補助金交付により市は損害を被っており、その合計額は平成17～19年度3年分、(1)から(6)の合計21,403,500円に上る。市長は、損害賠償請求権あるいは不当利得返還請求権を行使して市の損害を回復すべきところ、現在まで請求権行使を怠っている。

よって、監査委員は、利用人数の水増し等虚偽の実績報告や交付申請を繰り返し、違法に補助金を受給してきた当該連合会長・地域社協会長に対し、市長が補助金を取り消すと同時に不正に受給した補助金の返還請求権を行使するよう勧告することを求める。また、各要綱に反し補助金が違法に支出されながら確認を怠り、不正受給を放置してきた市の所管局及び社協の責任者らに対し、必要な措置を講ずるよう、市長に対し勧告することを求める。

なお、住民監査請求の期間制限1年を超えた分については、市が是正を怠ってきたものであり期間徒過を問われない。

今回、ようやく市の担当部局や区社協から聞取りや資料提供を重ねて、地域の状況と照合し補助金支出の実態の一部が判明した。補助金の杜撰な使途の放置は、市の「裏金体質」にも通じるものがある。本件住民監査請求を機会に地域団体の健全な運営に市が指導・助言を徹底されることを切に望む。そのためにも厳正な監査が行われねばならない。

#### 事実証明書・当該連合決算報告書（平成17～19年度）

- ・6月21日報道記事
- ・平成17～19年度補助金不正受給一覧表
- ・安全で安心して暮らせるまちづくり助成金関係書類
- ・老人憩の家運営補助金関係書類
- ・高齢者食事サービス事業補助金関係書類
- ・小地域ネットワーク活動推進事業補助金関係書類
- ・地域福祉活動推進事業補助金関係書類

〔監査委員注記：請求の要旨は要点を記載し、事実証明書の内容は省略した。〕

## 2 請求の受理

本件請求は、平野区喜連東に係る地域補助金等（次表参照）について、申請者側の不正行為等（虚偽申請、虚偽実績報告等）が明らかであるにもかかわらず、本市職員等が損害賠償請求権あるいは不当利得返還請求権を行使しておらず、違法不当に財産（債権）の管理を怠る事実があるとしてなされたものと解される。

・安全で安心して暮らせるまちづくり助成金	平成 19 年度
・老人憩の家運営補助金	平成 17～19 年度
・高齢者食事サービス事業補助金	平成 17～19 年度
・地域ネットワーク委員会活動補助金	平成 17、18 年度
・小地域ネットワーク活動推進事業交付金	平成 17、18 年度
・地域福祉活動推進事業補助金	平成 19 年度
・社会福祉協議会運営費交付金（地域社協補助金）	平成 17～19 年度

#### (1) 監査請求期間の制限の適用

本件請求で問題とされているのは、上表のとおり平成 17～19 年度分に係るものと解される。

「怠る事実」については、監査請求期間の制限がないのが原則であり、監査委員が当該「怠る事実」の監査を遂げるためには、特定の財務会計上の行為の存否、内容等について検討しなければならないとしても、当該行為が財務会計法規に違反して違法であるか否かの判断をしなければならない関係にはない場合には、当該監査請求について地方自治法（以下「法」という。）第 242 条第 2 項の規定（1 年の請求期間の制限）は適用されないとされている。

本件請求においては、請求人の主張する請求権は、地域補助金等の申請者側の不正行為等に基づいて発生するものであり、特定の財務会計上の行為等が財務会計法規に違反して違法であるか否かの判断をしなければならない関係にはなく、監査請求期間の制限の適用はないものと判断する。

#### (2) 違法不当事由の摘示の具体性

法第 242 条に定める住民監査請求においては、本市職員等による個別具体的に特定された財務会計上の行為又は怠る事実（以下「当該行為等」という。）について、違法不当性が主観的に思料されるだけでなく、具体的な理由により、当該行為等が法令に違反し、又は行政目的上不当である旨を摘示して初めて請求の要件を満たすものとされ、請求人において違法事由を他の違法事由から区別して特定認識できるように個別的、具体的に主張し、これらを証する書面を添えて請求をする必要があるとされている。

しかしながら、本件で問題とされている地域補助金等のうち「社会福祉協議会運営費交付金（地域社協補助金）」については、請求人は、使用実態がない旨主張するものの、請求書等には各校区社協指導育成費としての設定内訳を単に記載するのみで、ほかに不正行為等をうかがわせるものもなく、対応する事実証明書の添付もない。そうすると当該部分は、財産（債権）の管理を怠る事実としての前提を欠く

ことから、法律上の要件を満たさないものと判断せざるを得ない。

以上により、上記当該部分を除いた部分（以下「本件地域補助金等」という。）に係るものを適法請求と判断し、本件地域補助金等の申請者側による不正行為等に関して、本市職員等が申請者側に対して有する請求権の行使を「怠る事実」について、法第 242 条に規定する要件を具備しているものと認め、受理することとした。

## 第 2 監査の実施

### 1 監査対象事項

本件地域補助金等について、申請者側にあるとされる不正行為等に関して、請求人の主張する事由から、本市職員等に違法不当に「財産（債権）の管理を怠る事実」があるか否か。

### 2 請求人の証拠の提出及び陳述

法第 242 条第 6 項の規定に基づき、請求人に対して、平成 20 年 8 月 19 日に新たな証拠の提出及び陳述の機会を与えた。

請求人からは、新たな証拠として、喜連東社会福祉協議会役員一同及び当該連合役員一同から喜連東地域住民あての文書の提出がなされた。

請求人からの請求の要旨を補足する陳述の内容は、次のとおりである。

- ・食事サービスに関しては、数量が本当かという問題等がある。厳正に監査をしてほしい。
- ・補助金は、規則等で用途をきっちり調べるようになっているはずであるが、なぜそれをしないのか。

### 3 監査対象局の陳述

平成 20 年 9 月 3 日に市民局、健康福祉局、平野区役所を監査対象局とし、市民局長、健康福祉局長、平野区長ほか関係職員より陳述を聴取した。

## 第 3 監査の結果

### 1 事実関係の確認

#### (1) 補助金の規定等

法第 232 条の 2 において、普通地方公共団体は、その公益上必要がある場合においては、寄附又は補助をすることができることとされている。また、本市においては、大阪市補助金等交付規則（平成 18 年大阪市規則第 7 号、平成 18 年 4 月 1 日施行）を定めており、その主な内容は、次のとおりである。

#### ア 目的等

この規則は、別に定めがあるもののほか、補助金等の交付の申請、決定等に関する事項その他補助金等に係る予算の執行に関する基本的事項を規定することにより、補助金等の交付の不正な申請及び補助金等の不正な使用の防止その他補助金等に係る予算の執行並びに補助金等の交付の決定の適正化を図ることを目的とするとされている。また、市長は、必要があると認めるときは、補助事業者に対し、補助事業等の遂行に関する報告を求めるとされている。

#### イ 取消し

市長は、補助事業者が、補助金等の他の用途への使用をし、その他補助事業等に関して補助金等の交付の決定の内容又はこれに付した条件その他法令等又はこれに基づく市長の処分に違反したときは、補助金等の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができ、補助事業等について交付すべき補助金等の額の確定があった後においても適用があるものとするとしている。

#### ウ 返還

市長は、補助金等の交付の決定を取り消した場合において、補助事業等の当該取消しに係る部分に関し、すでに補助金等が交付されているときは、期限を定めて、その返還を求めるとされている。

#### エ 加算金

補助事業者は、補助金等の返還を求められたときは、その請求に係る補助金等の受領の日から納付の日までの日数に応じて、当該補助金等の額につき年 10.95 パーセントの割合で計算した加算金を本市に納付しなければならないとされている。

### (2) 本件地域補助金等の概要等

#### ア 安全で安心して暮らせるまちづくり助成金

(ア) 安全で安心して暮らせるまちづくり助成金交付要綱（平成 19 年 6 月 12 日施行）

要綱の主な内容は、次のとおりである。

##### A 目的

本市の地域振興会の各町会もしくは町会で構成される各連合が自主的に行う公益的な地域活動に係る経費を助成することにより「安全で安心して暮らせるまちづくり」をめざすことを目的として交付するものとしている。

##### B 対象経費等

助成対象経費は、街路防犯灯に係る経費等であり、助成金額の算出基準は、予算の範囲内で 1 町会当たり 55,000 円を上限とし、街路防犯灯維持管理費については、全額補助対象とされている。なお、市長は、申請者に対し必要に応じて、立入検査を行うことができるとされている。

## C 取消し、返還

市長は、助成金の交付決定を通知した後、申請書及びその添付書類等に虚偽の事実を記載した場合や助成対象者が助成金を他の用途への使用をし、その他助成内容に関して助成金の交付内容又はこれに付した条件その他法令、補助金規則に違反した場合、交付決定を取り消し、すでに交付した助成金の全部又は一部の返金を命ずることができることとされている。

### (イ) 手続の概要等

申請、交付手続は、当該連合の会長が、市長あてに5つの町会の年間電気料金見込額(1,643,760円)を記載した申請用資料、電気料金領収書(写)を添付した助成金申請書(助成申請金額は、825,000円(15の町会×55,000円))を提出し、本市(平野区役所)が審査のうえ、交付を決定し、助成金交付決定通知書を交付していた。

事業実績報告は、当該連合の会長が、市長あてに助成金額825,000円の実績報告書を提出しているが、領収書(写)等の添付はない。

なお、第8、17町会の収支報告書については、作成基準日(会計の締切日)が平成20年2月12日あるいは3月20日となっている。

### (ウ) 補助金の交付実績

平成19年度の当該連合に対する交付実績は次のとおりである。

平成19年度 825,000円

## イ 老人憩の家運営補助金

平成17～19年度分は、概ね同様なため、19年度分について記載する。

### (ア) 大阪市老人憩の家運営補助金交付要綱(平成19年4月1日施行)

要綱の主な内容は、次のとおりである。

#### A 目的

この要綱は、老人憩の家を運営する事業を助成し、もって老人の余暇活動の向上と心身の健康の増進を図ることを目的とするとされている。

#### B 対象経費等

補助対象となる経費は、原則として老人憩の家を管理運営する団体であって、当該施設を管理運営するために必要と認められる老人憩の家の管理人の報酬、光熱水費等とされ、補助額は、補助基準額36,500円に当該老人憩の家年間運営月数を乗じた額の範囲内の額を交付額とする。

老人憩の家とは、老人のための憩の場を提供することを主たる目的とする施設であって、別に定める「老人憩の家設置運営基準」に準拠して運営されるものをいうとされ、老人憩の家設置運営基準には、老人憩の家設置主体及び経営主体は、原則として当該地域の老人クラブもしくは社会福祉協議会、

または、これらの属する区老人クラブ連合会もしくは区社協とすることとされている。

#### C 取消し、返還

市長は、補助金の交付の決定を受けた者が偽りその他不正の手段により補助金の交付を受けようとし、又は受けたことが明らかになったとき、補助金の交付決定の内容又はこれに付した条件その他この要綱の規定に違反したとき及び補助金を外の用途に使用したときは、補助金の交付決定を取り消し、又はすでに交付した補助金の全部又は一部の返還を命ずることができることとされている。（平成 18 年度以降規定。17 年度は、交付指令書に取消し、返還の条件が付されている。）

#### (イ) 手続の概要

申請、交付手続は、当該老人憩の家運営委員会の委員長が、市長あてに運営委員会名簿を添付した補助金交付申請書（申請額は、438,000 円）を提出し、本市（健康福祉局）が審査のうえ、交付を決定し、補助金交付決定通知書を交付していた。

事業実績報告は、当該老人憩の家運営委員会の委員長が、市長あてに領収書（写）を添付し、運営費の収入支出決算内訳（収入：大阪市補助金 438,000 円、運営主体負担金 182,418 円の合計 620,418 円、支出：管理人の報酬 50,000 円、光熱水費 231,617 円、消耗品費 30,095 円、建物修繕費 10,500 円、通信費 40,106 円、その他管理費 180,000 円、雑費 78,100 円の合計 620,418 円）等を記載した実績報告書を提出している。

#### (ウ) 交付実績

平成 17～19 年度までの当該老人憩の家運営委員会に対する交付実績は次のとおりである。

平成 17 年度 438,000 円

平成 18 年度 438,000 円

平成 19 年度 438,000 円

#### ウ 高齢者食事サービス事業補助金

平成 17～19 年度分は、概ね同様なため、19 年度分について記載する。

#### (ア) 大阪市高齢者食事サービス事業補助金交付要綱（平成 19 年 4 月 1 日施行）

要綱の主な内容は、次のとおりである。

#### A 目的

本市に居住する独居、ねたきり高齢者等を対象に、食事サービス事業を行い、当該高齢者の健康増進と地域社会との交流を深めることを目的とされている。

## B 対象経費等

補助金は、大阪市社会福祉協議会（以下「市社協」という。）に対し交付するとされている。補助対象経費は、区社協及び地域社協が事業を行うための経費として、1食につき250円の年間活動費（調理に要する経費）や実施回数、調理形態に応じた年間運営費等があり、市社協が事業を行うための経費として、区社協及び地域社協の指導育成等を行うための費用が予算の範囲内において交付できるとされている。なお、事業は、補助金及び利用者負担金によって運営されており、当該地域社協が独自に設定する利用者負担金は、事業実施計画書においては、1食280円とされている。

## C 取消し

市長は、大阪市補助金等交付規則により補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すときは、「大阪市高齢者食事サービス事業補助金交付決定取消通知書」により通知するものとされている。

### (イ) 手続の概要

申請、交付手続は、市社協の会長が市長あてに食事サービス事業算出基礎資料、事業計画書、収支予算書を添付した補助金交付申請書（申請額：253,807,000円）を提出し、本市（健康福祉局）が審査のうえ、交付を決定し、補助金交付決定通知書を交付していた。

事業実績報告は、市社協の会長が市長あてに、全区の実績・補助金額を取りまとめて事業実施報告書、収支決算書を添付して、補助金額220,226,791円（収支剰余金33,580,209円）等を記載した事業実績報告書を提出している。

なお、平成19年度の当該地域社協が平野区社協に提出した事業実施報告書においては、業者調理による週6回の配食及び地域の老人憩の家、集会所で月3回の会食を行った実施報告がなされており、利用者数については、会食は、平成19年4～6月までが各717食、7月から20年1月までが各642食、2、3月が各540食であり、配食は、平成19年4月が492食、5月が512食、6月が492食、7、8月が各435食、9月～20年1月までが各417食、2、3月が各396食となっている。

### (ウ) 交付実績

平成17～19年度までの交付実績は次のとおりである。

平成17年度	市社協 247,453,483円	うち当該地域社協 4,810,000円
平成18年度	市社協 225,979,328円	うち当該地域社協 4,435,000円
平成19年度	市社協 220,226,791円	うち当該地域社協 4,090,000円

### (エ) 関係機関の役割

地域社協が事業の年間実施計画等を作成して区社協に提出し、区社協が各地

域社協分を取りまとめて、市社協に補助金の交付申請を行い、市社協は、各区社協の交付申請を取りまとめ、本市に補助金の交付申請を行い、事業終了後、区社協は、各地域社協の事業実施報告書、精算書を取りまとめて市社協に提出し、市社協は、各区社協分を取りまとめて事業実績報告書を作成して、本市に提出していた。

なお、平成 17 年度の包括外部監査結果（意見）を受けて、19 年 1 月以降、領収書（写）等が地域社協から区社協へ提出され、区社協での確認等が行われることになっており、さらに、区社協からの報告内容についても市社協が確認するよう指導している。平成 20 年 7 月から本市が市社協、区社協と連携して各地域社協で事業運営等が適切に行われているかの調査を実施している。

#### エ 地域福祉活動推進事業補助金

（地域ネットワーク委員会活動補助金、小地域ネットワーク活動推進事業交付金（ただし、要綱上は、活動推進事業補助金となっている。））

平成 17、18 年度は、地域ネットワーク委員会活動補助金交付要綱及び小地域ネットワーク活動推進事業補助金交付要綱であったが、19 年度に、前記要綱が廃止、統合され、地域福祉活動推進事業補助金交付要綱が制定された。平成 17～19 年度分の要綱内容は、概ね同様のため、19 年度分について記載する。

##### （ア）大阪市地域福祉活動推進事業補助金交付要綱（平成 19 年 3 月 20 日施行）

要綱の主な内容は、次のとおりである。

#### A 目的

この補助金は、小地域において、区社協が実施する、住民が生きがいをもって安心して生活ができるよう、住民のニーズに適切なサービスを結び付けていく支援活動及び、地域住民の参加と協力による支え合い、助け合い活動の推進体制を整備する活動に対し、これに要する経費を補助することにより、地域福祉の推進を図ることを目的とするとされている。

#### B 対象経費等

補助対象となる事業は、区社協が小地域における地域福祉推進のために行う活動に要する経費とする。ただし、区社協の支援のもとで行われる、概ね小学校区単位で行われる次の活動に要する経費を補助対象として認めるとされている。

##### （A）地域ネットワーク委員会が行う活動への補助

原則として小学校区を基本に設置される地域ネットワーク委員会が行う、要援助者のニーズの発見並びに支援活動、関係機関等との協力のもとに実施する社会参加のための各種クラブ・サークルの育成・活性化及び趣味・レクリエーション・ボランティア活動等の企画立案並びに健康づくり・生

きがいづくりの支援活動等への補助であり、地域ネットワーク委員会活動を円滑に推進するため、保健・医療・福祉ネットワーク推進員を設置することができる」とされている。補助金の額は、活動経費（消耗品費等）として年額 247,000 円、推進員設置経費（活動経費）として月額 100,000 円、推進員設置経費（新規設置時）として 139,000 円の範囲内で決定するとされている。なお、地域ネットワーク委員会は、推進員活動日誌を毎月、指定された期日までに区社協に提出しなければならないとされている。

(B) 地域社協が行う活動への補助

地域社協が行う地域住民の参加と協力による支え合い、助け合い活動の推進体制を整備する活動に対する補助であり、補助金の額は、活動経費（消耗品費等）として年額 218,000 円の範囲内で決定するとされている。

C 取消し、返還

(A) 地域ネットワーク委員会が行う活動への補助

市長は、補助金の交付条件に違反したとき、不正の手段をもって補助金の交付を受けたとき及びこの要綱又はこれに基づく指示を守らないときのいずれかに該当する場合は、補助金の交付決定を取り消すことができるとされ、補助金の交付決定を取り消した場合、期限を定めて既に交付した補助金の全部又は一部の返還を命ずることができるとされている。

(B) 地域社協が行う活動への補助

市長は、補助金の交付条件に違反したとき、不正の手段をもって補助金の交付を受けたとき及びこの要綱又はこれに基づく指示を守らないときのいずれかに該当する場合は、補助金の交付決定を取り消すことができるとされ、補助金の交付決定を取り消した場合、期限を定めて既に交付した補助金の全部又は一部の返還を命ずることができるとされている。（平成 19 年 3 月以降規定。平成 17、18 年度は、交付指令書に取消し、返還の条件が付されている。）

(イ) 手続の概要

平成 17～19 年度の手続は、制度の統合等のため差異があるが、19 年度分を中心に記載する。

申請、交付手続は、平野区社協の会長が、市長あてに事業実施計画書を添付した補助金交付申請書（補助申請額は、35,394,000 円であるが、うち地域ネットワーク委員会が行う活動への補助申請額は、30,202,000 円、地域社協が行う活動への補助申請額は、4,796,000 円、その他の活動 396,000 円）を提出し、本市（健康福祉局）が審査のうえ、交付を決定し、補助金交付決定通知書を交付していた。

実績報告書は、平野区社協の会長が、市長あてに収支精算報告書、活動報告書（子育て支援等実施やふれあい喫茶の案内の発行状況等）、保健・医療・福祉ネットワーク推進員活動日誌（平成19年10月分）等を添付した補助金実績報告書（確定補助金額は、35,394,000円であり、うち地域ネットワーク委員会が行う活動への精算額は、30,202,000円（うち当該地域社協分は、1,447,000円）、地域社協が行う活動への補助申請額は、4,796,000円（うち当該地域社協分は、218,000円）、その他の活動は、396,000円となっている。）を提出している。

(ウ) 交付実績

平成17～19年度までの交付実績は次のとおりである。

A 地域ネットワーク委員会が行う活動への補助

平成17年度 平野区社協 30,951,100円 うち当該委員会 1,489,300円

平成18年度 当該委員会 1,489,300円（直接交付）

平成19年度 平野区社協 30,202,000円 うち当該委員会 1,447,000円

B 地域社協が行う活動への補助

平成17年度 市社協 84,700,000円 うち当該地域社協 250,000円

平成18年度 市社協 85,450,000円 うち当該地域社協 250,000円

平成19年度 平野区社協 4,796,000円 うち当該地域社協 218,000円

なお、平成17、18年度は、別途、府からの助成金250,000円が交付されている。

(エ) 関係機関の役割

A 地域ネットワーク委員会が行う活動への補助

本市から地域ネットワーク委員会に直接交付された平成18年度を除き、地域ネットワーク委員会が申請書を区社協に提出し、区社協が申請書を取りまとめて、本市に補助金の交付申請を行い、実績報告書は、区社協が地域ネットワーク委員会の事業実施報告書を取りまとめて本市に提出していた。なお、平成18年度以降、領収書の添付を義務付け、区社協がチェックのうえ、保管している。

B 地域社協が行う活動への補助

平成17、18年度は、地域社協が申請書を区社協に提出し、区社協が各地域社協分を取りまとめて、市社協に補助金の交付申請を行い、市社協は、各区社協の交付申請を取りまとめ、本市に補助金の交付申請を行い、事業終了後、区社協は、各地域社協の事業実施報告書、精算書を取りまとめて市社協に提出し、市社協は、各区社協分を取りまとめて事業実績報告書を作成して、本市に提出していた。

平成 19 年度は、地域社協が申請書を区社協に提出し、区社協が申請書を取りまとめて、本市に補助金の交付申請を行い、実績報告書は、区社協が地域社協の事業実施報告書を取りまとめて本市に提出していた。

なお、平成 15 年度以降、領収書の添付を義務付け、区社協がチェックのうえ、保管している。

### (3) 監査対象局による調査経過等

#### ア 安全で安心して暮らせるまちづくり助成金

##### (ア) 調査経過

平成 20 年 8 月 1 日に、平野区役所は、当該連合からの各町会の助成金受領書（以下「受領書」という。）の提出を受けて初めて 15 の町会に補助金が配分されている事実を把握した。受領書は、平成 20 年 3 月 23 日の日付けがあり、15 の町会代表者等の各 55,000 円の受領印等が押印され、2 つの町会（第 7、16 町会）分は、代理受領となっていた。

8 月 5 日に、平野区役所は、当該連合に 15 の町会分の領収書の提出を口頭により求めたが、文書での依頼を求められた。

8 月 7 日に、平野区役所は、再度、領収書の提出を求めたところ、当該連合より文書依頼があれば提出するとの確認を得た。また、8 月 1 日に提出された受領書の代理受領分について、本人の受領印を取得することを当該連合に求めた。

8 月 20 日に、平野区役所は、当該連合の会長に対し区長名による文書により、15 の町会の街路防犯灯に係る支出証明書類の提出を求めた。また、口頭により 15 の町会の直近の精算（収支）報告の提出を依頼した。

#### イ 老人憩の家運営補助金

##### (ア) 調査経過

平成 20 年 8 月上旬に、健康福祉局が既に提出を受けていた実績報告書に添付されている領収書（写）等により、支出については、書面上問題がないことを確認した。

8 月 12 日に、健康福祉局等が当該老人憩の家運営委員会に赴き、提出を受けていた領収書（原本）等の書類、通帳、当該老人憩の家の管理に係る帳簿等により収支状況の確認及び聞き取り調査を行った。その結果、概ね領収書等の確認を行うとともに、関係書類を持ち帰り確認したところ、光熱水費等の一部の経費にネットワーク委員会、地域集会所の分担額が報告書に反映されていなかった。

8 月 25 日に、再度、健康福祉局等が当該老人憩の家運営委員会に赴き、光熱水費等の老人憩の家、ネットワーク委員会、地域集会所の経費分担を明確

にし、各年度の収支は領収書、伝票により補助金額を上回る運営経費の支出を確認した。

#### ウ 高齢者食事サービス事業補助金

##### (ア) 大阪市公正職務審査委員会の調査等

###### A 経過（平成 20 年）

4 月 23 日 公益通報

5 月 19 日 委員会から健康福祉局に対し文書による調査指示

5 月 23 日 健康福祉局より市社協に対し文書による調査指示

6 月 20 日 委員会より勧告

###### B 勧告内容

###### (A) 通報概要

平野区社協が所管するある地域社協が実施している高齢者食事サービス事業が、補助の対象となる食事サービスの給食数は水増しされ、架空である可能性が高い。

しかし、本市は補助金の適正使用についての確認調査を行っておらず、平成 17 年度にも、包括外部監査人から食事サービス事業についての改善が必要であるとの指摘があるにもかかわらず、放置しているとされている。

###### (B) 調査結果

本市が市社協から提出を受ける申請書類、精算報告書等では、個々の地域社協での活動実態について必ずしも十分に把握できていない可能性が認められ、当該地域社協の平成 18、19 年度の事業実施報告書には、通常想定される季節変動等の要素があるにもかかわらず、利用者数（＝給食数）が数か月間にわたり一定である等の不自然さが見受けられるとされている。

###### (C) 判断

本委員会としては、当該地域社協等が実施している食事サービス事業において、補助金の支出要件を満たしていないものが存在する可能性があるとして判断し、次のとおり改善及び調査を実施するよう勧告するとされている。

###### (D) 勧告

平成 17 年度大阪市包括外部監査人により指摘されているように、経費の内容及び証憑のチェック及び実施状況の検査を実施すること及び食事サービス事業補助金の使用実態について、関係機関とも協議の上、調査を行うこととされている。

##### (イ) 調査経過

6 月 25 日 健康福祉局等が当該地域社協へ調査

6 月 28 日 健康福祉局が当該食事サービス事業の実施状況の調査

- 7月1日 健康福祉局より市社協に対し文書による再調査指示
- 7月3日 健康福祉局等が当該地域社協へ聞き取り調査
- 7月上旬～下旬 健康福祉局へ市社協、平野区社協から関係資料の提出等
- 8月11日 健康福祉局等が当該食事サービス委員会役員へ状況説明
- 8月15日 健康福祉局が調理業者への聞き取り調査

(ウ) 調査結果

- ・会食サービスは平成5年度の事業開始時より実施されていることを現地調査を含め、関係者やボランティア、利用者からの証言により確認できた。
- ・会食サービスについては、提供された食数を確認するまでは至らなかったものの、毎月の利用者からの利用料が銀行口座に入金されており、入金額から一定食数の推計は可能である。
- ・配食サービスについては、調理業者が作成した売上台帳により、平成15～18年度まで事業を行っていたことは推測できるが、配食者名簿がないため利用者からの聞き取りができず、実際に配食されていたか否か最終確認はできない。
- ・平成19年度については配食サービスの実施は確認できなかった。

(エ) 今後の対応

補助金交付決定の一部取消し並びに補助金返還請求を次のとおり行う。

食数を立証する書類がないものの、現場検査では少なくとも食事サービス事業のうち会食サービスが行われていることは確認されており、提出された書類から認められる最低限の補助金を推計したうえで、既に交付した補助金との差額について交付決定の一部取消し並びに返還請求を行う（平成20年8月28日返還請求済み）。

補助金返還請求先は、本市は補助金交付先である市社協へ返還請求を行い、市社協は平野区社協へ、区社協は当事者である当該地域社協に対し返還請求を行うこととなる（平成20年8月28日返還請求済み）。

補助金交付額及び返還請求額

- ・ 補助金交付額（平成15～19年度） 23,087,400円
- ・ 返還請求額 16,442,900円
- ・ 加算額（返還日を9月30日とした場合） 4,811,190円
- ・ 返還額合計（返還日を9月30日とした場合） 21,254,090円

エ 地域福祉活動推進事業補助金

(ア) 地域ネットワーク委員会が行う活動への補助

A 調査経過

平成20年8月上旬に、健康福祉局が、会議経費（資料作成のためのコピー

機リース代分担金、コピー代、茶代、会場使用料等)、個別相談経費(電話料金、相談者用茶代、交通費等)、事務所維持費(光熱水費分担金、火災保険料等)、推進員の活動に関する経費が支出されていることを、本市への補助金実績報告書に添付されている領収書(写)により確認し、支出については、書面上問題がないことを確認した。(平成18、19年度分)また、17~19年度において実績報告書とともに1か月分の活動日誌が提出されていることを確認した。

8月20日に、健康福祉局が、当該地域社協に赴き、17~19年度の活動日誌及び日々の活動を記録したもの、当該ネットワーク委員会委員長、推進員等への聞き取り等により推進員活動が行われていたことを確認した。なお、平成17~19年度の会議経費等について、通帳、出納簿等の書面及び聞き取りにより確認し、支出については、問題がないことを確認した。

なお、その後の調査により、区社協に提出すべき活動日誌については、平成17~19年度では計12か月分存在し、日誌の提出がなかった期間も含めて、推進員は日々の活動状況をノートに記録し、保管していることを確認した。

#### (イ) 地域社協が行う活動への補助

##### A 調査結果

平成20年8月上旬に、健康福祉局が、ふれあい喫茶(食材や食器、おしぼり、会場使用料等)、子育て支援(空手教室、キッズダンスの講師謝礼金、会場使用料等)、広報啓発活動(紙代、コピー機リース代等)に対して経費支出されていることを、本市への補助金実績報告書に添付されている領収書(写)により確認し、支出については、書面上問題がないことを確認した。

8月20、26及び28日に、健康福祉局が、当該地域社協に赴き、平成17~19年度の通帳、領収書等の書面、当該地域社協会長等への聞き取り等により、ふれあい喫茶、子育て支援活動が実施されていることや広報啓発活動に関して当該地域社協が実施する講座案内の原稿、ポスター等を確認し、支出については、問題がないことを確認した。

## 2 監査対象局の陳述内容等

### (1) 市民局、平野区役所

#### ア 安全で安心して暮らせるまちづくり助成金

平成20年2月25日付けの市交付決定通知書のとおり、当該連合に交付した825,000円については、調査の結果、その申請、報告に虚偽はなく、連合として助成金額以上の電気代の支出があり、本市は損害を受けていないことが判明したので、この部分に関しては、交付決定の取り消し、返還には至らないと考えてい

る。

ただし、当該連合内での会計処理や実績報告の際の取扱い等については、一部改善指導すべき点もあり、本助成金制度は平成 19 年度で廃止しているが、現行の地域振興活動に係る補助金や交付金の制度において、今後改善指導していきたいと考えている。

市内には様々な地域活動団体があるが、そのほとんどが概ね区もしくは小学校下レベルの組織となっている。これらのうち各世帯まで組織化されているのが、昭和 50 年 6 月、コミュニティづくり、市政・区政への協力、日本赤十字社事業への協力を 3 本柱として発足した地域振興会であり、地域振興会はあらゆる地域組織活動の基盤となっている。

本助成金は、交付要綱第 2 条により町会もしくは町会で構成される連合が行う公益的な地域振興活動に係る経費を助成することにより、「安全で安心して暮らせるまちづくり」をめざすことを目的として交付するものであり、第 4 条第 1 項により算出基準は 1 町会当たり 55,000 円を上限としている。とりわけ、街路防犯灯の維持管理については、①本市の施策として道路整備がなされているところは、道路照明灯が整備され電気代も本市が負担している。②本市の道路整備がなされていないところには、町会が建設局に申請して街路防犯灯を設置、もしくは町会独自で防犯灯を設置し、電気代は町会が負担しているといった状況にあることを鑑み、犯罪を未然に防ぐためにまちを明るくするという街路防犯灯の電気代について助成を行うこととしたものである。

申請については、町会もしくはその連合体である連合のどちらからでも申請が可能な制度としている。町会だけでなく連合にも申請を認めたこの制度の趣旨は、電気代については町会ごとに負担の差異が大きく、町会単独では電気代が申請の上限を下回る町会がある反面、上限額をはるかに上回る負担をしている町会も多数あり、連合全体としては上限額を上回る多額の負担となっている場合がほとんどであることから、可能な限り電気代として地域に還元するため、連合としての申請を可としたものである。今回の当該連合からの申請、交付等手続きについても、この制度の趣旨に合致したものであり、当該連合としての電気代は助成金額を上回っていることが判明している。なお、連合内での具体的な配分方法については、各連合で、全町会総意のもとに定めてもらっていると考えている。

平野区役所では、各連合町会長で構成される連合町会長会議（平成 19 年 6 月開催）で、助成金交付要綱を配付のうえ、各連合に説明した。特に 18 年度までの町会長等への個人給付制度は廃止され、新たな制度であることから、連合、町会の運営費としての使途・目的の制度周知徹底を図った。当該連合は当該連合町会長会議を欠席であったため、後日、連合事務所で同様の説明を行った。

当該連合では、各町会単位ではなく、連合として一括で、街路防犯灯に係る経費として、当該連合の会長から申請があったものである。

当該連合は 15 町会あるため、55,000 円×15 町会=825,000 円が支給限度額となるが、申請時に添付された第 2・13・14・15・16 の 5 町会分の電気代だけで 1,643,760 円となり、当該連合全体としての電気代が連合交付限度額 825,000 円を明らかに上回ることを確認し、交付決定をした。

当該連合からの実績報告と申請時の添付資料により、助成金の電気代としての履行を確認したが、一方、監査請求時の添付資料である連合の収支報告書に助成金収入の記載がなかったため、当該連合に対する調査を行った。その結果、15 町会にそれぞれ、55,000 円が均等に配分されていることを証する全町会長の受領書の写しが提出された。

そこで改めて、各町会での電気代等の支出の分かる資料の提出を全 15 町会に求めたところ、当該連合総体として助成金以上の電気代を支出していた事実を改めて確認した。

ただし、個別には第 1、10 町会については町会として電気代を支出した事実がないにもかかわらず、他の町会同様の均等配分を行っていたため、2 町会分の 110,000 円について、助成金の配分としては、負担の多い他の町会に改めて配分するなど改善を求めている。

いずれにしても、以上の事実から、当該連合として助成金額以上の電気代を負担していることは明らかであり、当該連合からの報告時に添付資料の一部不備があったものの、申請もしくは報告における虚偽、又は不正の行為はなく、本件に関しての交付決定の取消し、返還には至らないと考えている。

当該連合の収支報告書に助成金の収入及び町会への支出の記載並びに第 8、17 町会の収支報告書の収入の部に電気代に係る助成金の記載がないことについて、問い合わせたところ、当該連合としては受け取った額をそのまま町会に渡したもので、収支報告書等に記載するとの認識がなかった。第 8 町会、第 17 町会についても、当該連合を通じて問い合わせをしており、助成金を当該連合から受け取った日が 3 月 23 日であり、収支報告書の作成の日がそれ以前であったことによるものであると思われる。

区としては連合、町会単位の決算の詳細についてまで言及はできないが、特に公金の収支については、それぞれの決算書（収支報告書）に正しく記載されていることが望ましく、連合、各町会の公金に関する収支については、今後収支報告書等に明記するなど、連合、各町会での公金に関する収支を明確にし、その透明性を確保するよう、併せて指導していく。

## (2) 健康福祉局

## ア 老人憩の家運営補助金

老人憩の家は、地域の高齢者に対しレクリエーション等のための場を提供することにより、教養の向上並びに心身の健康増進を図ることを目的として設置された施設であり、地域の社会福祉協議会等の設置主体が委員会を組織して、運営している。

本市では、このような老人憩の家を管理運営するために必要な経費、例えば管理人の報酬、光熱水費、備品購入、建物修繕、備品修繕等の経費について補助金を交付している。

補助金の交付事務の流れは、年度初めに提出された事業計画を記した申請書に基づいて概算払を行い、年度末の事業終了後、実績報告書の提出を受け補助金を確定し、必要に応じて戻入を行っている。

これらの補助金交付申請及び実績報告書は、各老人憩の家の運営主体から各区保健福祉センターを経由して提出され、当局で交付及び精算事務を行っている。補助の交付にあたっては、交付決定通知書に基づき、補助金請求書の提出を受け、申請者（老人憩の家運営委員会委員長）の口座に振り込まれている。

当該老人憩の家は、昭和 62 年度に設置された施設であり、平成 17～19 年度の 3 年間における当該老人憩の家運営委員会に対する運営補助金は、各年度とも 438,000 円で合計 1,314,000 円が交付されている。

監査請求を受けた後、当該老人憩の家運営委員会の現地調査を行い、老人憩の家の管理運営に係る帳簿、通帳、領収書等により調査を行ったところ、収支については領収書を添付した伝票で管理されていたが、帳簿が一部未整備であること、またネットワーク委員会から光熱水費分担金が老人憩の家に支払われているにもかかわらず、当該経費については本市への収支報告がなされていないなど、事務処理の不備な点はあったが、各年度の収支は領収書、伝票、通帳により補助金額を上回る運営経費の支出を確認した。

なお、本件請求にある「老人憩の家運営補助金が当該連合の決算書の収入に挙がっていない」点については、補助金の交付先は当該老人憩の家を管理している「老人憩の家運営委員会」であり、当該連合の決算書には計上していないとのことである。

さらに、「老人憩の家としての収支報告書もない」点については、運営補助金についての収支報告を明記した実績報告書を受けており、補助金額を上回る管理運営経費が支出されていることを確認している。

また、請求人陳述で、老人憩の家の監査が行われていないという申し出については、平成 9 年度より運営補助金の適切な執行を確認することを目的として、毎年 1 区 1～2 か所を目途に、現地調査を行っている。

平野区内には 28 か所の老人憩の家があり、現在までに 16 か所の実地調査を行ったところであるが、当該老人憩の家については未実施であり、今後、調査を予定していたものである。

老人憩の家は、地域の高齢者が集い、様々な行事や活動に利用するなど、地域の拠点施設としての役割は大きいものと考えており、今後とも、本補助金の透明性の確保に努めていきたい。

#### ウ 高齢者食事サービス事業補助金

昭和 47 年に一部地域で事業が開始されて以降、年々拡大し、現在では市内 300 地域で 30,000 人余りの高齢者が参加し、従事するボランティア数も約 15,000 人、年間の食数は約 675,000 食となっており、高齢者への食の提供を通じた健康増進や社会参加をはじめとする生きがいづくりだけでなく、地域との交流や安否確認、ボランティアの育成・活動等を通じた地域コミュニティづくりに貢献する事業として大きな役割を果たしている。

本事業に対し、本市では利用者の負担軽減を目的として、活動費として 1 食当たり 250 円、実施回数（月 1 回～週 3 回以上）と調理形態（ボランティア調理、業者調理）に応じた運営費として年間 40,000～280,000 円、そのほか給食設備費、ボランティアの検便費（1 人 800 円）を補助金として交付している。

また、食事サービス事業は、従前より利用者から利用料を徴収したうえで、実施することとしており、各地域によって金額は異なるが、利用料として 1 食当たり概ね 200～400 円を徴収している。

したがって、食事サービス事業は、本市からの補助金と、この利用者負担額を合わせた額により、事業に係る経費を賄い実施しており、本補助金は利用者負担を軽減することを目的とする奨励補助的な性格を有するものである。

補助金の交付事務の流れは、年度初めに提出された実施計画書に基づいて、上期・下期の年 2 回概算払を行い、精算方法として、年度末の事業終了後、交付申請時の食数の増減分について追加又は戻入を行っている。

これらの補助金交付及び精算事務については、地域社協から区社協が取りまとめを行い、さらにこれを市社協が取りまとめたうえで、本市に補助金交付申請及び精算報告を行っている。したがって、本市が直接交付対象としているのは、市社協であり、市社協から区社協を経由して実施主体である地域社協に補助金の交付を行っている。

また、各地域とも本事業実施にあたっては、食事サービス委員会を組織しており、食事サービス事業に係る補助金は、区社協からこの食事サービス委員会委員長口座に振り込まれている。

今般、住民監査請求を受けている当該地域社協の食事サービス事業については、

平成 5 年に会食サービスを開始して以降、15 年度から配食サービスを加え、19 年度の実績報告によると、年間延べ約 2,200 名のボランティアが参加し、老人憩の家及び第 18 町会集会所で会食サービスを月 3 回、さらに配食サービスを週 6 日実施し、年間延べ 15,200 食が提供されていると報告されている。

また、利用者からの利用料については、会食サービスは月額 850 円（一部、65 歳未満のボランティアは月額 1,000 円）、配食サービスは 1 食当たり 350 円を徴収しており、また、本市からの補助金交付額は平成 15～19 年度までの 5 年間で総額 23,087,400 円となっている。

本事業については、6 月 20 日に大阪市公正職務審査委員会からの調査勧告を受けており、この間、平成 15 年度以降の補助金関係書類の提出を当該地域社協に求めるとともに市社協・平野区社協とともに現地調査をはじめ関係者等への聞き取り調査を行ってきた。

その結果、5 年間の保管が義務付けられた関係書類のほとんどは廃棄したとしており、補助金の積算根拠となる証憑書類の確認はできなかった。しかし、会食サービスについては提供された食数を確認するまでは至らなかったものの、ボランティアや利用者からの聞き取りにより、事業を実施していたことは確認した。

また、配食サービスについては、調理業者からの売上台帳により平成 15～18 年度まで事業が行われていたことが一定推察できるが、配食者名簿が無く利用者への聞き取り確認まではできていない。さらに、平成 19 年度の配食サービスの実施は確認できなかった。

このような調査結果を踏まえ、本市では提出された書類等から認められる最低限の補助金を推計し、既に交付した補助金との差額について、去る 8 月 28 日に交付決定の一部取消し並びに返還命令を行った。

返還内容については、関係書類の保存年限である平成 15～19 年度までに交付した補助金総額 23,087,400 円のうち、事業実施が確認できた会食サービスの補助金を、提出された通帳（写）をもとに 6,644,500 円と推計し、残る 16,442,900 円の返還を補助金交付先である市社協に対し、9 月 30 日を期日として求めたものである。

市社協では、本市からの返還命令を受け、同日、平野区社協に対し返還請求を行うとともに、区社協は当該地域社協に対し補助金の返還請求を行った。

本補助金の取扱いは、平成 17 年度の包括外部監査における指摘及び先般 5 月 7 日の住民監査請求監査結果に付された意見を踏まえ、20 年度から補助金交付要綱を改正し、目的外の使用禁止、必要に応じ立入検査の実施、5 年間の関係書類の整備等明記するとともに、各地域社協に対しては総事業費に基づく収支精算書と金銭出納簿、参加者名簿の整備を求めることとし、さらに各区社協には、その

内容を十分にチェックするよう指導を徹底している。今後とも本事業が衰退することのないよう、事業の透明性を確保し、適正な運営が行われるよう、引き続き、取り組んでいきたいと考えている。

#### エ 地域ネットワーク委員会活動、小地域ネットワーク活動推進事業及び地域福祉活動推進事業補助金等

地域ネットワーク委員会活動であるが、平成 3 年度から小学校区を単位に、連合、社会福祉協議会、民生委員等地域の各種団体の代表者等を構成員とする地域ネットワーク委員会が設立され、事務局として「保健・医療・福祉ネットワーク推進員」を設置し、地域の住民が健康を保持・増進し、積極的に社会参加できるよう、また要援助者のニーズの発見や相談、関係機関との連絡調整、地域での支えあい等に取り組んでいる。

委員会の活動経費や「保健・医療・福祉ネットワーク推進員」の活動に係る必要経費を交付している。

小地域ネットワーク活動推進事業については、地域住民の参加と協力による支えあい、助け合い活動を支援し、地域福祉の向上を図ることを目的に、地域社協が実施するふれあい喫茶や子育て支援等の活動に係る経費を交付しており、当該地域社協については、平成 14 年度から事業開始している。なお、14～18 年度の 5 年間については、大阪府小地域ネットワーク活動推進事業補助金と合わせた額が交付されている。

平成 19 年度からは、両事業を地域福祉活動推進事業とし、補助金については、従前どおり地域ネットワーク委員会及び地域社協が実施する地域福祉活動に対し交付している。

補助金等の執行状況及び活動の実態等について、当該地域ネットワーク委員会活動補助金交付額は、平成 17、18 年度は、各年度 1,489,300 円、19 年度は 1,447,000 円となっている。精算については、年度ごとに歳入歳出決算書が添付された実績報告書が、平野区社協を通じて本市に提出されており、推進員活動経費、事務所の維持費、委員会会議等に係る経費の支出を、領収書や出納簿等で確認している。

当該地域ネットワーク委員会推進員の活動状況については、住民からの相談に対する対応、関係機関との連絡調整を活発に実施していることを、提出された日誌、及び日誌の提出がなかった期間も含めて、ノートに記載された活動記録の内容や、平野区社協職員からの聞き取りにより、適正に行われていたと認められる。しかし、日誌が提出されない期間があったことについては、今後改めるよう指導を行った。

次に、当該地域社協の活動等については、平成 17、18 年度において、大阪府

250,000 円、本市 250,000 円、合計 500,000 円の交付金が各年度交付されている。19 年度については、本市から 218,000 円の補助金が交付されている。

精算は、年度ごとに事業実績報告書が平野区社協に提出され、17、18 年度については市社協を通じて本市に報告されている。19 年度については、平野区社協から本市へ提出されている。

補助金の使途については、主には、ふれあい喫茶、子育て支援の一環として行う子ども空手教室、キッズダンス運営に係る経費に執行されている。ふれあい喫茶は、毎月第 1、第 3 水曜日にコミュニティ会館で実施され、午前 9～12 時まで自由に入出りできる形式になっており、ポスター等で住民に周知していることを確認している。参加人数は、女性会を中心とするボランティアが毎回記録に残しており、本市に提出された実績報告書の数と合致していた。補助金からは会場使用料、おしぼり代、食器類等の経費が支払われていることを、領収書等で確認している。

次に、空手教室とキッズダンスは、どちらもコミュニティ会館で実施され、ポスター等で住民に周知していることを確認している。補助金からは会場使用料、講師謝礼金が支払われていることを、領収書等で確認した。実績報告書には、参加人数が概数で報告されているが、毎回 20～30 人の参加があることを、講師からの聞き取りで確認している。

次に、請求人が指摘する「喜連東社協だより」について、社協の活動案内、ふれあい喫茶等の案内ビラやポスターを必要数コピーし配布、または回覧、掲示をするなどの方法で活動を周知しており、コピー代、紙代が補助金より執行されていた。17、18 年度の実績報告書にはこれらの発行物全般を「喜連東社協だより」としており、具体的な表現を行うことが必要であったと考える。

今後改善すべき点は指導するとともに、活動がより充実した内容になるよう、市・区社協を通じて地域ネットワーク委員会及び地域社協に対し指導・支援をすることで、地域の福祉の向上に努めていく。

### 3 判 断

以上のような事実関係の確認、監査対象局の説明等に基づき、本件請求について次のように判断する。

本件請求は、前記のとおり、本件地域補助金等に係る申請者側の不正行為等（虚偽申請、虚偽実績報告等）が明らかであるにもかかわらず、本市職員等が損害賠償請求権あるいは不当利得返還請求権を行使しておらず、違法不当に財産（債権）の管理を怠る事実があるとしてなされたものと解される。

確かに、本市職員等としては、申請者側の不正行為等が明らかあるいは合理的に疑

われるべき具体的な事情があった場合には、それらを疑って具体的な調査をすべき職務上の義務があると言うべきであり、それにもかかわらず何らの対応等もとらない場合は、違法不当となる場合があると言うべきである。

そして、調査の結果、不正行為等が判明し請求権を有しているにもかかわらず、相当期間それらを行使しない場合には、正当化する特段の事情がない限り財産（債権）の管理を怠るものとして違法であると言うべきである。

また、請求権の不行使があれば、直ちに違法不当な「怠る事実」に該当するわけではなく、何時、いかなる形で債権を行使するかについては、一定程度、本市職員等の裁量に委ねられるとも言うべき場合もあり、それらが合理性を欠き、裁量権の逸脱等があると認められる場合に、その程度如何によって違法不当性を帯びると解されている。さらには、債権管理が著しく杜撰なため、債権確保が危うくなるような事情がある場合にも違法不当となる場合があると言うべきである。

以下、請求人の主張に沿い、これらの観点から個別に検討する。

#### (1) 安全で安心して暮らせるまちづくり助成金

請求人は、本助成金について、現に当該連合内で配分されていない町会が存在し、連合の収支報告書に収入記載がないこと等から不正行為等が明らかである旨主張するものと解される。

この点、監査対象局（市民局、平野区役所）は、連合は、助成金交付額をそのまま各町会に配分し、自らの収支報告書等に記載する必要があるとの認識ではなく、2つの町会も助成金の配分を受けた日が平成20年3月23日であり、当該町会の収支報告書の作成日がそれ以前であった旨説明する。

本助成金は、連合を通じて各町会に配分されており、助成金自体は、一時的には連合の収入となるとしても、最終的には各町会に移転することから、請求人が主張するように連合の収支報告書に収入記載がないことをもって直ちに不正行為等があるとまでは言えない。

また、配分されていないとして請求人が主張する2つの町会をも含めた、15の町会に対する配分助成金の受領書（平成20年3月23日付け）の存在が今回判明し、加えて、監査対象局によって配分助成金に係る領収書等の存在が改めて確認されており、2つの町会への配分実態がなかったことをうかがわせる事実関係も確認できなかった。

さらに、2つの町会の収支報告書については、作成基準日（会計の締切日）が平成20年2月12日あるいは3月20日となっており、町会に本助成金が配分されたと解される3月23日以前の日付けであり、配分助成金として19年度の収支報告書に収入記載がないことをもって直ちに不正行為等があるとまでは言えない。

そうすると、請求人の主張から、不正行為等が明らかであるとか、合理的にうか

がわれるような事情があるとは言えず、本市職員等に違法不当な財産（債権）の管理を怠る事実があるとは言えない。

## （2）老人憩の家運営補助金

請求人は、本補助金について、当該連合の収支報告書に収入記載がないことや、老人憩の家としての収支報告書がないこと等から不正行為等が明らかである旨主張するものと解される。

この点、監査対象局（健康福祉局）は、補助金の交付先は老人憩の家を管理する老人憩の家運営委員会であり、当該連合の決算書には計上されていない。本市は、補助金についての収支報告を明記した実績報告書を受領しており、補助金額を上回る管理運営経費が支出されていることを確認している旨説明する。

本補助金は、本市から老人憩の家運営委員会に対して交付されており、連合に対して交付されたものではないから、請求人が主張するように当該連合の収支報告書に収入記載がないことをもって直ちに不正行為等があるとは言えない。

また、請求人が存在しないと主張する老人憩の家としての収支報告書は、正に請求人が事実証明書として添付する書類がそのものであり、現に実在する。加えて、今回、監査対象局によって、関係者からの聞き取り調査や、改めて領収書等の存在が確認されており、補助対象事業に実態が全くないことをうかがわせる事情等も確認できなかった。

そうすると、請求人の主張から、不正行為等が明らかであるとか、合理的にうかがわれるような事情があるとは言えず、本市職員等に違法不当な財産（債権）の管理を怠る事実があるとは言えない。

## （3）高齢者食事サービス事業補助金

請求人は、本補助金については、公益通報に基づく大阪市公正職務審査委員会からの勧告（平成 20 年 6 月 20 日付け、以下「委員会勧告」という。）がなされていることや、会食・配食数が見聞等する実態と異なること、地区社協に書類がないのに区社協で調製される不自然さがあること等から不正行為等が明らかである旨主張するものと解される。

この点、監査対象局（健康福祉局）は、関係書類の確認、食事サービス事業の現場調査、関係者・ボランティア・利用者からの聞き取り調査等を行い、その結果、事業実態の確認できない補助金の交付決定を一部取消し、返還を命ずるなどしている旨説明する。

本補助金については、公益通報、委員会勧告に応じて調査が行われ、可能な限りの事実関係の把握がなされているところであり、監査対象局は、平成 20 年 8 月 28 日には、補助金申請者側に 16,442,900 円の返還命令（加算金別途）を発していることから、法令上の作為義務があるにもかかわらず相当期間履行していない

とか、債権の実行が危うくなる蓋然性が高いにもかかわらず何ら手を打たない等の違法事由はうかがわれぬ。

また、請求人は、補助金（平成 17～19 年度）の全額を損害と主張しているが、監査対象局においては、公法上の債権の消滅時効にかからない支出（精算）後 5 年を経過してない平成 15～19 年度分について、事業実態があったと推認される利用者負担金の食事サービス委員会預金口座入金額から逆算して、実態の伴わない分のみを推計算定したうえで返還請求しており、根拠資料等が廃棄されたとされる中で他に合理的な推計算定方法もないことから、そのことに裁量権の逸脱等があるとまでは言えない。

そうすると、現時点では、本市職員等に違法不当な財産（債権）の管理を怠る事実があるとは言えない。

#### （4）地域ネットワーク委員会活動補助金（平成 19 年度は、地域福祉活動推進事業補助金）

請求人は、本補助金について、「事業の実績を証明する書類は存在しないと社協役員が言っている。」、「推進委員は日誌を記録せず要綱に違反している。」等として活動実態がないなど不正行為等が明らかである旨主張するものと解される。

この点、監査対象局（健康福祉局）は、区社協に提出すべき活動日誌について、存在を確認できる期間は、平成 17～19 年度では計 12 か月分ではあるものの、推進員は、日々の活動状況をノートに記録し保管しており、日誌の提出がなかった期間も含めて、ノートに記載された活動記録の内容や、区社協職員からの聞き取り調査により活動が適正に行われていることを確認している。日誌が提出されない期間があったことについては、今後改めるよう指導を行った旨説明する。

確かに、整備されるべき日誌について作成されていないものがあることは不適切な事務処理ではあるが、それらは事務処理のあり方の問題にとどまり、現に補助対象事業に実態が伴っている限り、本市に損害が発生しているわけではない。

本補助金については、今回、監査対象局によって、関係者からの聞き取り調査や、改めて日誌の存在や領収書等の存在の確認がなされており、現に活動実態がないとか、使用が適正になされていないのではないかと合理的に疑われるべき具体的な事情があったとまでは言えない。

そうすると、請求人の主張から、不正行為等が明らかであるとか、合理的にうかがわれるような事情があるとは言えず、本市職員等に違法不当な財産（債権）の管理を怠る事実があるとは言えない。

#### （5）小地域ネットワーク活動推進事業交付金（平成 19 年度は、地域福祉活動推進事業補助金）

請求人は、本補助金等について、「事業実績報告書の記載を見れば参加者が1年を通して一定の人数であること等、不自然な記載である。」、「地域住民は実態を目視していない。」、「広報誌『喜連東だより』の発行も確認できない。」等として不正行為等が明らかである旨主張するものと解される。

この点、監査対象局（健康福祉局）は、ふれあい喫茶については、ボランティアが参加人数を毎回記録に残しており、本市に提出された実績報告書の数と合致している。空手教室とキッズダンスについては、実績報告書には参加人数が概数で報告されているものの、毎回20～30人の参加があることを、講師からの聞き取り調査で確認している。発行物全般を、実績報告書上「喜連東社協だより」等と表現しており、社協の活動案内、ふれあい喫茶等の案内ビラやポスターを必要数コピーして配布、又は回覧、掲示をするなどの方法で活動を周知しており、コピー代、用紙代が補助金から支出されている旨説明する。

確かに、報告書の記載の不自然さは否めず、事業実態を報告するものとして適切であるとは言えないものの、記載された人数（参加人数）自体は、本補助金の算定基礎となる数値ではなく、補助金額の増減に直接直ちに影響を与えるものでもない。

また、今回、監査対象局によって、関係者からの聞き取り調査や、改めて領収書等の存在の確認がなされており、補助対象事業に実態が全くないことをうかがわせる事情等もなく、広報誌の発行（「喜連東だより」という名称ではないが、地域に配布される地域社協のビラ等の用紙代やコピー代）も確認されている。

そうすると、請求人の主張から、不正行為等が明らかであるとか、合理的にうかがわれるような事情があるとは言えず、本市職員等に違法不当な財産（債権）の管理を怠る事実があるとは言えない。

#### 4 結 論

以上の判断により、本市職員等に違法不当な財産（債権）の管理を怠る事実があるとしてなされた本件請求には理由がない。

(意見)

本件請求についての判断、結論は前記のとおりであるが、本件地域補助金等については、形式上の書類チェック等は一定なされているものの、後記のとおり、総じて本市が具体的な事業実施状況等を的確に把握できていなかった面もあったという意味をも含めて、そもそも補助金等に対する審査・チェック体制等が不十分であったと言わざるを得ない。「不正行為等があるのではないか」と市民が疑念をもつこと自体は、一定程度は無理からぬことであり、監査対象局は、現行の審査・チェック体制等を改めて見直すとともに、併せて相手先に対する会計指導を行うこと等により、市民に疑念をもたれない

よう努めるべきである。

### 1 安全で安心して暮らせるまちづくり助成金

領収書等の証拠書類が添付されていない当該連合からの実績報告書を、補正させることなく受理するなど、助成金が本来の目的どおり使われているか否か確認していないとも受け取ることでできる状況が見受けられた。

また、監査対象局は、各町会の街路防犯灯の設置状況に差異があることから、各町会における電気代等の負担実情等に応じて、連合が本助成金を各町会へ配分する裁量権を実質的に認める取扱いとしていた旨説明するが、その適否はさておき、それらを本助成金の要綱等から読み取することは困難であって、そのような裁量権を認めるのであれば、あらかじめ要綱等に明確に記載等しておくべきであったと言える。現に、取扱いが理解されていない証左とも言えるものとして、当該連合は、本助成金を 15 の町会に均等に配分している。しかも、配分を受けた町会の中には、本来の助成目的どおりに使われたことが領収書等から確認できない（電気代等の支出のない）2 つの町会（請求人において配分されていないと主張する 2 つの町会とは異なる。）の存在が、今回新たに判明したこともあり、この点については、早急な是正措置を確実にとるべきである。

### 2 老人憩の家運営補助金

補助額以上の領収書等が収支報告書に添付されているとされるが、中には明らかに補助目的外と解されるものが含まれており、運営主体負担金収入（補助金以外の独自収入）で支弁されたものと整理できるとはいえ、市民に誤解を与えかねない状況が見受けられた。また、領収書の中には、地域内の個人への支払いに係るものがあり、清掃等の対価性が説明されるものの、履行状況について何らかの確認方策を講じるとともに会計処理のあり方等についても指導等を検討すべきである。

### 3 高齢者食事サービス事業補助金

補助金交付額の算定基礎ともなる重要なチェック項目であるべき実会食・配食数が各月で変動が極めて少ないなど、容易に不正行為等があるのではないかと疑うべき事情があったこと等からして、本件請求の対象外ではあるものの、別途、補助金支出行為自体にも問題があったとも考えられる。

そもそも監査対象局は、当該補助金の事務処理過程における市・区社協の介在（本市が補助金を、直接、最終交付者に交付しているわけではない）等の事情もあって、単に形式上の書類チェックを実施しているにとどまるのであって、申請者側の不正行為等に積極的に関与していたと言うべき事情等ほうがわからないものの、具体的な事

業収支状況を把握できていないという意味で、黙認していると言われてもやむを得ないような状況が見受けられた。

また、根拠資料等が廃棄されるなどして、事案の全容解明ができない状況となっていることは甚だ遺憾である。債権確保はもとより引き続き可能な限り調査を進め、適切な措置をとるべきである。

なお、本事業は、利用者の継続要望も高いとされることから、事業自体が衰退するような事態に立ち至るようなことのないよう、併せて同様事案の再発防止に努めるべきである。

#### 4 地域ネットワーク委員会活動補助金、小地域ネットワーク活動推進事業交付金、地域福祉活動推進事業補助金

整備されるべき日誌について、確認が不十分と解されることや、活動実態を正しく反映していないことが容易にうかがわれる参加人数報告を、そのまま受理するだけであるなど、制度自体の整理統合等の混乱事情等を考慮に入れたとしても、チェック体制等が曖昧と受け取られかねない事情等が見受けられた。

また、地域内の老人憩いの家や集会所に対する分担経費等、地域で持ち合いしているかのような領収書等についても、支出先で確実に収入されているか否かを確認する方策を検討すべきである。

ところで、請求人陳述、関係局陳述における請求人の発言等からすれば、そもそも本件請求がなされた背景として、地域における深刻な住民間対立があることは想像に難くない。仮に、請求人が言うように、そのことによって公正・公平性が求められる本市施策が歪められるという実態があるとするならば由々しき事態であって、本市は地域福祉の向上の観点から指導・是正に努めるべきであるので、この際あえて所感を付記する。